

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成27年1月27日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成26年7月22日（神奈川県公報定期第2601号）神奈川県監査委員公表第9号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分の9箇所に係る12事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	平成26年5月2日（平成26年2月27日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、講師謝金等の支払に当たり、履行確認後3月を超えて支払っているものが8件、207,960円あった。 2 契約事務において、県立図書館設備運転保守及び衛生管理業務委託他1件の契約（契約金額28,694,400円）の締結に当たり、仕様書の業務日数等に記載誤りがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、仕様書の点検及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数職員による点検を更に徹底し、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立体育センター	平成26年3月19日（平成26年2月18日及び同月）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。

	19日職員調査)	<p>1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の徴収に当たり、収入科目を誤っているものが1件、6,500円あった。</p> <p>2 支出事務において、消耗品購入代金(23,100円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息200円を支払っていた。</p>	<p>1 収入事務については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、適切な確認方法の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立氷取沢高等学校	平成26年4月10日(平成26年3月24日職員調査)	<p>(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、現金領収した証明書交付手数料の収納に当たり、会計年度を誤っているものが1件、500円あった。</p> <p>2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、内容確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の旅費については、平成26年4月4日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立麻溝台高等学校	平成26年4月10日(平成26年2月21日職員調査)	<p>(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、12,000円を支給しておらず、2件、2,400円を過大に支給していた。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、不足分について平成26年4月16日に本人に支給するとともに、過大支給分についても同日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適</p>

			<p>正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立平塚農業高等学校</p>	<p>平成26年4月4日（平成26年1月22日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当2件、17,000円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、平成26年2月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立逗葉高等学校</p>	<p>平成26年5月12日（平成26年3月24日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、物品（157,796円）の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定められた部長の承認を得ていないなど、事務処理が不適切であった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則等の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立厚木高等学校</p>	<p>平成26年4月14日（平成26年2月28日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の使用承認に当たり、使用料の算定を誤って承認しているものがあつた。これにより、使用料1件、38円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成26年3月31日に収入済となっている。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立寒川高等学校</p>	<p>平成26年1月14日（平成25年12月2日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、工作物（面積114.18㎡）の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていなかった。</p>	<p>不適切事項については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことによるものであり、平成25年12月3日に教育財産台帳の補正を行った。 今後は、このようなことがないよう、規程の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立鶴見養護学校</p>	<p>平成26年4月3日（平成26年2月5日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、22,394円あつた。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがない</p>

			よう、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	--